

「スマートカーディーラー」 インボイス（適格請求書）発行の仕様につきまして

● インボイス制度では、以下の①-③の要件を満たす請求書（または他の書類）を発行する必要があります。

- ① 適格請求書発行事業者の登録番号の表示
- ② 書類上に税率、消費税額の表示（※軽減税率対象の取扱いがない事業者は軽減税率表記不要です。）
- ③ 消費税の端数処理は、税率ごとに1回ずつ（明細行ごとの端数処理は不可）

● 「適格請求書」という名称ですが、インボイス制度では対象の書類が請求書に限定されておらず、請求書を発行しない場合などは、納品書や領収書等でも要件を満たしていれば「適格請求書」として扱えます。そのため、自社の書類の発行状況に応じて必要な書類を適格請求書（登録番号を印字する）にしてください。

*** どの書類を「適格請求書」として発行するかについては、税理士・会計士にご確認くださいませ。**

● スマートカーディーラーでは、下記の書類に「適格請求書発行事業者の登録番号」を選択表示して頂けます。

請求書に限らず、下記にある全ての書類において、「自社・基本設定」フォーム内の「各書類設定の印字」設定項目欄を「登録番号を印字する」にて選択できるようになっています。

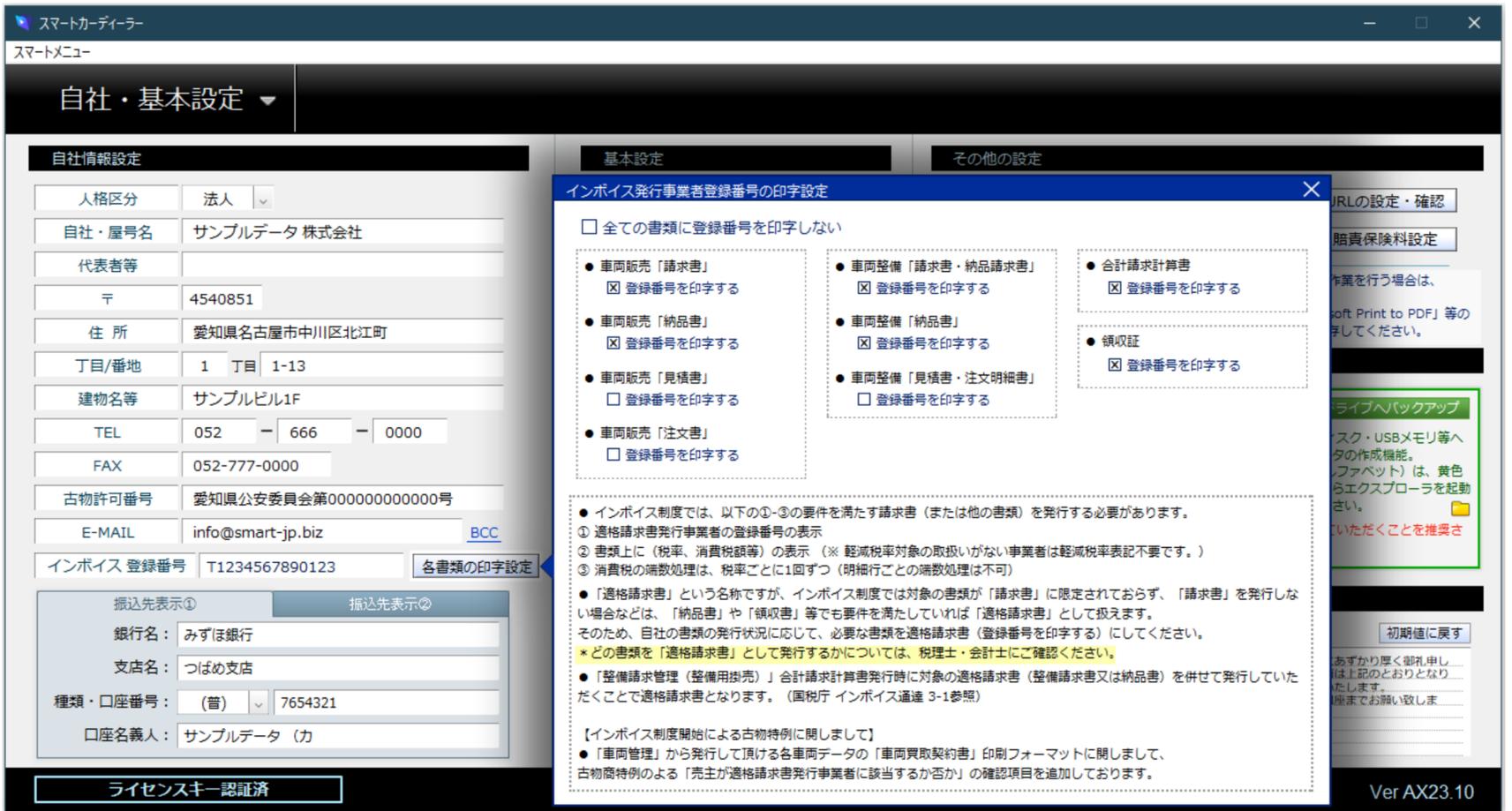
「車両販売」 請求書、納品書、（便宜上、見積書、注文書も選択可能）です。

「車両整備」 請求書・納品請求書、納品書、（便宜上、見積書・注文明細書も選択可能）です。

「整備請求管理」 合計請求計算書（明細あり）

▲ 合計請求計算書と併せて対象の「車両整備の請求書又は納品書」を発行していただくことで適格請求書となります。（インボイス通達3-1）

「領収書管理」 領収書



● 「車両販売」用書類の消費税等表記

① 車両本体価格	1,890,000
② 値引き	▲2,930
③ 特別仕様・付属品計	162,000
④ 車両販売価格 ①～③	2,049,070
⑤ 課税販売諸費用計	78,000
⑥ 非課税販売諸費用計	15,470
⑦ 税・保険料計	57,460
⑧ (内消費税合計) 10.00%	193,370
⑨ 現金販売価格 ④～⑦	2,200,000
課税10%対象 (税込金額 2,127,070 内消費税 193,370)	
非課税対象 (72,930)	
⑩ 下取車価格	
⑪ 下取車残債	
差引お支払総額 ⑨～⑪	2,200,000

● 「車両整備」用書類の消費税等表記

自動車重量税	57,000	1頁合計	0	33,000
自賠責保険料	17,650	部品代合計		0
検査・登録手数料	1,800	技術料合計		33,000
*車検代行料	15,000	整備費用計		33,000
*テスター代	3,000	整備費用消費税		3,300
諸費用合計	94,450	整備費用税込合計②		36,300
諸費用消費税	1,800	合計金額 ③ (①+②)		132,550
諸費用税込合計①	96,250	お預り金額 ④		
諸費用欄の*項目は課税対象です		御請求金額 ③-④		132,550
(非課税対象 76,450) (課税10%対象 税抜金額 51,000 消費税 5,100)				

【その他、インボイス制度開始による古物特例につきまして】

● 「車両管理」から発行可能な各車両データの「車両買取契約書」印刷フォーマットにつきまして、古物商特例のよる「売主が適格請求書発行事業者に該当するか否か」の確認項目を追加しております。